

特別養護老人ホーム恵翔苑 利用料金表 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

令和2年11月1日より適用

a. 介護保険給付対象サービス

(1) 介護福祉施設サービス費

要介護度区分	1日あたりの自己負担額(円/日)		
	ユニット型個室	従来型個室	多床室
要支援1		438	438
要支援2		545	545
要介護1	684	586	586
要介護2	751	654	654
要介護3	824	724	724
要介護4	892	792	792
要介護5	959	859	859

(2) 主な加算費用(入所者全員につき算定)

項目	1日又は1月あたりの自己負担額	算定要件	
機能訓練体制加算	12円/日	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又は、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師を1名以上配置している。	
看護体制加算Ⅰ(※)	4円/日	常勤の看護師を1名以上配置している。	
看護体制加算Ⅱ(※)	8円/日	看護職員を配置基準より1名以上多く、かつ入所者数25名に対して1名以上の割合で配置し、これら看護職員又は病院等との連携により24時間の連絡体制を確保している。	
看護体制加算Ⅲ イ(※)	12円/日	看護体制加算Ⅰの算定要件を満たし、かつ利用定員が29名以下であること。前年度または算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3～5の利用者の割合が100分の70以上であること。	
看護体制加算Ⅳ イ(※)	23円/日	看護体制加算Ⅱ及びⅢの算定要件を満たしている。	
夜勤職員配置加算Ⅰ(※)	13円/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置基準数より1名以上多く職員を配置している。	
夜勤職員配置加算Ⅱ(※)	18円/日		
夜勤職員配置加算Ⅲ(※)	15円/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置基準数より1名以上多く、かつ喀痰吸引業務の可能な職員を配置している。	
夜勤職員配置加算Ⅳ(※)	20円/日		
介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単数×8.3% 所定単数×2.3%	介護職員の賃金の改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合。	
サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)	18円/日	介護福祉士が6割以上。	施設の体制により、いずれかを算定する。
サービス提供体制強化加算Ⅰ(ロ)	12円/日	介護福祉士が5割以上。	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6円/日	常勤の占める割合が75%以上。	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円/日	勤続3年以上の職員が30%以上。	

注) 上記加算については、施設において算定要件が満たされている場合に算定可。

(3) その他の加算費用(発生の都度算定)

項目	1日又は1月あたりの自己負担額	算定要件
療養食加算	8円/回	医師の食事箋に基づく療養食の提供を行う場合。
送迎加算	184円/回	入退所に際し、居宅と事業所との間の送迎を行った場合。
在宅中重度者受入加算	413円/日	在宅中重度者を受入れ、利用者が利用している訪問看護の派遣があった場合(上記、看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定している場合)
緊急短期入所受入加算	90円/日	介護支援専門が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。(当該サービスを行った日から起算して7日間、最大で14日間算定できる)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に短期入所が適当であると医師が判断し、入所した場合。医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できるとし、最大で7日を限度として算定。
若年性認知症利用者受入加算(※)	120円/日	若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定め、入所者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合。

注) (※)については、予防短期入所生活介護は対象外となります。

特別養護老人ホーム恵翔苑 利用料金表 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

令和2年11月1日より適用

a. 介護保険給付対象サービス

(1) 介護福祉施設サービス費

要介護度区分	1日あたりの自己負担額(円/日)								
	ユニット型個室			従来型個室			多床室		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要支援1				438	876	1314	438	876	1314
要支援2				545	1090	1635	545	1090	1635
要介護1	684	1368	2052	586	1172	1758	586	1172	1758
要介護2	751	1502	2253	654	1308	1962	654	1308	1962
要介護3	824	1648	2472	724	1448	2172	724	1448	2172
要介護4	892	1658	2676	792	1584	2376	792	1584	2376
要介護5	959	1918	2877	859	1718	2577	859	1718	2577

(2) 主な加算費用(入所者全員につき算定)

項目	1日又は1月あたりの自己負担額			算定要件・算定頻度
	1割	2割	3割	
機能訓練体制加算	12	24	36	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又は、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師を1名以上配置している。(円/日)
看護体制加算Ⅰ(※)	4	8	12	常勤の看護師を1名以上配置している。(円/日)
看護体制加算Ⅱ(※)	8	16	24	看護職員を配置基準より1名以上多く、かつ入所者数25名に対して1名以上の割合で配置し、これら看護職員又は病院等との連携により24時間の連絡体制を確保している。(円/日)
看護体制加算Ⅲ イ(※)	12	24	36	看護体制加算Ⅰの算定要件を満たし、かつ利用定員が29名以下であること。前年度または算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3～5の利用者の割合が70%以上であること。(円/日)
看護体制加算Ⅳ イ(※)	23	46	69	看護体制加算Ⅱ及びⅢの算定要件を満たしている。(円/日)
夜勤職員配置加算Ⅰ(※)	13	26	39	夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置基準数より1名以上多く職員を配置している。(円/日)
夜勤職員配置加算Ⅱ(※)	18	36	54	
夜勤職員配置加算Ⅲ(※)	15	30	45	
夜勤職員配置加算Ⅳ(※)	20	40	60	
サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)	18	36	54	介護福祉士が6割以上。 施設の体制により、いずれかを算定する。
サービス提供体制強化加算Ⅰ(ロ)	12	24	36	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6	12	18	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	12	18	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×8.3%			介護職員の賃金の改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合。
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×2.3%			

注) 上記加算については、施設において算定要件が満たされている場合に算定可。

(3) その他の加算費用(発生の都度算定)

項目	1日又は1月あたりの自己負担額			算定要件・算定頻度
	1割	2割	3割	
療養食加算	8	16	24	医師の食事箋に基づく療養食の提供を行う場合。(円/回)
送迎加算	184	368	552	入退所に際し、居宅と事業所との間の送迎を行った場合。(円/日)
在宅中重度者受入加算	413	826	1239	在宅中重度者を受入れ、利用者が利用している訪問看護の派遣があった場合(上記、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ)を算定している場合。(円/日)
緊急短期入所受入加算	90	180	270	介護支援専門が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。(当該サービスを行った日から起算して7日間、最大で14日間算定できる)(円/日)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	400	600	認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に短期入所が適当であると医師が判断し、入所した場合。医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できるものとし、最大で7日を限度として算定。(円/日)
若年性認知症利用者受入加算(※)	120	240	360	若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定め、入所者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合。(円/日)

注) (※)については、予防短期入所生活介護は対象外となります。